宣誓書

各理事の資格及び理事の構成について、次に適合していることを宣誓します。

一　私立学校法第３１条第１項各号及び第２項に該当しない者であること

二　監事又は評議員を兼ねる者でないこと

三　理事のうちに、私立学校法第３１条第４項各号に掲げる者が含まれていること

四　理事のうちに、他の２人以上の理事、１人以上の監事又は２人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないこと

五　他の理事のいずれかと特別利害関係を有する理事の数が、理事の総数の３分の１を超えていないこと

年　　月　　日

香川県知事　殿

　法人名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長（設立代表者）　　　氏　　　　名

（注）

１．「特別利害関係」は、私立学校法第３１条第６項に規定するものをいう。

２．私立学校法の一部を改正する法律（令和５年法律第２１号）附則第２条第２項に規定する経過措置期間中は、「２人以上の評議員」は「３人以上の評議員」と変更することができる。

宣誓書

各評議員の資格及び評議員の構成について、次に適合していることを宣誓します。

一　私立学校法第６２条第１項及び第２項に該当しない者であること

二　私立学校法第６２条第３項各号に掲げる者が含まれていること

三　評議員のうちに、他の２人以上の評議員と特別利害関係を有する者が含まれていないこと

四　私立学校法第６２条第３項第１号に掲げる者である評議員の数が評議員の総数の３分の１を超えていないこと

五　理事又は理事会が評議員を選任する場合において、当該評議員の数が評議員の総数の２分の１を超えていないこと

六　役員又は他の評議員のいずれかと特別利害関係を有する者並びに子法人役員及び子法人に使用される者である評議員の数の合計が評議員の総数の６分の１を超えていないこと

年　　月　　日

香川県知事　殿

　法人名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長（設立代表者）　　　氏　　　　名

（注）

１．「特別利害関係」は、私立学校法第３１条第６項に規定するものをいう。

２．私立学校法第６２条第３項第２号に掲げる者の該当が無い場合は、「私立学校法第６２条第３項各号」は「私立学校法第６２条第３項第１号」と変更することができる。

３．私立学校法の一部を改正する法律（令和５年法律第２１号）附則第２条第２項に規定する経過措置期間中は、「２人以上の評議員」は「３人以上の評議員」と、「６分の１」は「３分の１」と変更することができる。

宣誓書

各会計監査人について、次に適合していることを宣誓します。

一　私立学校法第８１条第３項各号に該当しない者であること

年　　月　　日

香川県知事　殿

　法人名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長（設立代表者）　　　氏　　　　名